

# 東海大学体操競技部東鷗会会則

制定：2014年6月14日

改訂：2019年5月11日

(名称)

第1条 この会は、東海大学体操競技部東鷗会（以下「会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務所は、東海大学体操体育館（所在地：神奈川県平塚市北金目四丁目1番地1号）に置く。

(目的)

第3条 この会は、東海大学体操競技部（以下「体操競技部」という。）の発展及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 体操競技部の活動の支援に関する事。
- (2) 体操競技部の情報の提供に関する事。
- (3) 会員相互の親睦に関する事。
- (4) その他目的達成に必要と認める事。

(会員)

第5条 この会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 会員は、体操競技部の卒業生とする。
- (2) その他この会の目的実現に賛同する者とする。

(入会)

第6条 この会の会員は、東海大学体操競技部に所属して東海大学を卒業した者は卒業と同時に入会したものとす。

(会費)

第7条 会員は、毎年3,000円の年会費を納付しなければならない。

2 会員は、前項に定める年会費のほか、この会が主催する事業に参加する場合は、必要に応じて参加費を納付するものとする。

(永年会員)

第8条 会員のうち50歳以上の会員については、次のまとめ会費の納付をもって永年会員と認定する。

まとめ納付額：70歳以上：3万円、60歳以上：4万円 50歳以上：5万円

または、通年30年以上の納付をもって永年会員と認定する。

(退会)

第9条 会員の退会は、会員本人が死亡したときとする。ただし、会員としてふさわしくない行為があったときは、除名することがある。

(慶弔規程)

第10条 会員または永年会員本人の弔事に際し本会は次の通り対応する。

- (1) 永年会員本人の葬儀に、東海大学体操競技部東鷗会から供花を贈る。
- (2) 一般会員本人の葬儀に、東海大学体操競技部東鷗会から弔電を送る。

(役員)

第11条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名

(4) 都道府県支部長

(5) 監事 2名

2 会長及び副会長は、会員の互選により選出する。ただし、任期途中で会長又は副会長が欠けた場合、会長又は副会長の承認により選出することができる。

3 会長が必要と認める時は、この会に名誉会長、名誉会員及び顧問を置くことができる。

4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第12条 会長は、この会を代表し、その会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠席の場合は、その職務を代理する。

3 幹事は、幹事会を組織し、会務を処理する。

4 都道府県支部長は、各都道府県在住会員の連絡調整をする。

5 監事は、会計を監査する。

6 事務局長は、会の会計業務を担当する。

(会議)

第13条 この会の会議は、総会及び幹事会とし、必要に応じて会長が招集する。

(総会)

第14条 総会は、次の各号の事項について議決する。

(1) 会則の改正

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び決算

(4) その他この会の運営に関する重要事項

2 総会の議決は、出席会員の過半数により決するものとする。

3 会長は、総会開催のいとまがないと判断したときは、同条第1項に定める各号について、幹事会の承認を得て、総会の議決に代えることができるものとする。ただし、この場合、会員にその旨を文書又は電子メール、ホームページ掲載により通知するものとする。

(事業年度)

第15条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長、局員を置く。

(委任)

第17条 この会則に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、設立の日(2014年6月14日)から施行する。

2 この会の設立以前に東海大学体操競技部に所属して東海大学を卒業した者は、この会に加入しているものとみなす。

3 2014年度の事業年度は、設立の日から2015年3月31日までとする。